

下記のとおり、自動販売機設置に伴う市有財産貸付の一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 7 年 7 月 8 日

札幌市長 秋元 克広

記

**1 契約担当部局**

郵便番号 003-0801 札幌市白石区菊水 1 条 3 丁目 1-5 札幌市菊水分庁舎 2 階  
札幌市デジタル戦略推進局情報システム部システム調整課（電話 011-826-6279）

**2 入札に付する事項**

- (1) 事業の名称 自動販売機設置に伴う市有財産貸付（物件番号 1、物件番号 2）
- (2) 貸付内容・場所等 2 物件
  - ア 物件番号 1 札幌市菊水分庁舎 1 階自動販売機
  - イ 物件番号 2 札幌市菊水分庁舎 1 階自動販売機

※詳細は「令和 7 年度 自動販売機設置事業者募集案内書」（以下「案内書」という。）による。なお、各物件に重複して申込みを行うことはできるが、重複して契約することはできない。1 つの物件落札後、以降の物件について入札することはできない。
- (3) 貸付期間 令和 7 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日までの 3 年間とする。
- (4) 入札方法 年額で行う。なお、最低貸付価格（15,600 円／年・税抜）を設定している。入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望年額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。また、契約は総価（落札価格×貸付期間×消費税率（10%）、当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）で行う。

**3 入札参加資格**

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り応募することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に該当しないこと。
- (2) 令和 4～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿に登録がある場合、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。（入札の告示の日から落札決定日までの間、資格停止期間でないこと。）
- (3) 札幌市内に、本店、支店、営業所又は、事業者を置いていること。
- (4) 前年度及び前々年度において、自動販売機設置事業の実績を有していること。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体又は、その団体に属する者でないこと。

- (6) 上記(5)に関して、観察処分を受けた団体又はその団体の者でないこと。
- (7) 札幌市税の未納がないこと。
- (8) その他、借受人として適さないと判断される者でないこと。

#### 4 応募申込手続き

この募集に参加を希望する者は、応募資格要件の審査を行うため、一般競争入札参加申込書及び資格を証する関係書類を提出すること。

申込みにあたっては案内書を熟読し、契約の条件、現地の状況等を確認の上、申し込むこと。

(1) 受付期間

令和7年8月1日（金）午後5時15分まで（郵送の場合は必着）

(2) 提出方法

郵送又は持参により提出すること（電送による提出は認めない。）

(3) 提出先

上記1に同じ。

(4) 提出書類

案内書による。

(5) 審査結果

入札参加資格審査の結果については、後日、入札参加資格確認結果通知書により通知する。

#### 5 入札書の提出場所等

(1) 案内書を示す場所及び問い合わせ場所

上記1に同じ。

なお、案内書は札幌市ホームページにて公開する。

[http://www.city.sapporo.jp/kikaku/it-keiyaku/1\\_ippan\\_kyousou.html](http://www.city.sapporo.jp/kikaku/it-keiyaku/1_ippan_kyousou.html)

(2) 入札の日時及び場所

令和7年8月19日（火）午前10時00分から順次

札幌市菊水分庁舎2階 会議室（札幌市白石区菊水1条3丁目1-5）

(3) 開札

入札終了後直ちに上記(2)の場所にて行う。

(4) 入札書の提出方法

郵送又は持参により提出すること（電送による提出は認めない。）

#### 6 入札手続等

(1) 入札保証金 要

ア 入札保証金は、(最低貸付価格×3年分)の100分の3の額（※円未満切上げ）とする。

イ 納めた入札保証金は、落札されなかった者については、入札終了後に還付申出書の提出により後日返還するが、落札を取り消された者の入札保証金は、札幌市に帰属する。

また、落札者については契約保証金に充当する。

ウ この入札保証金を札幌市が返還する場合は、利息を付さない（後日、郵便局以外の指

定金融機関に振込みを行う。)

エ 過去2年間に札幌市その他の官公庁と自動販売機の設置実績(目的外使用許可を含む)がある場合は、この保証金を免除するので、設置実績が確認できる契約書等の写しを参加申込書と併せて提出すること。

(2) 契約保証金 要

※契約保証金は札幌市契約規則第25条の規定により免除できる場合がある。

ア 本件契約締結時に契約保証金として、札幌市発行の納入通知書により指定期日までに一括で納入すること。当該保証金の金額は契約金額の100分の10(円未満切上げ)の額とするが、納入済の入札保証金はこれに充当する。

イ この保証金を指定する納期限までに納入しない場合は、納期限の翌日から完納の日までの日数に応じ、当該保証金の額に年14.6%の割合で計算した額を延滞金として支払うこと。

ウ 契約保証金は、貸付料の納入が遅延した場合においてこれを充当するほか、貸付に伴う一切の損害賠償に充当する。

エ 契約保証金は、本件契約の期間満了時に、貸付物件の原状回復状況を確認した後、落札者の請求に基づいて返還する。ただし、返還の際は利息を付さない。

オ 落札者が本件契約上の義務を履行しないときは、札幌市は本件契約を解除する。この場合、納入された契約保証金は札幌市に帰属する。

(3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 最低貸付価格の設定 有

(6) 落札者の決定方法等

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された最低貸付価格以上の価格のうち、最高価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

(7) その他詳細は案内書による。